



淺茅傳法院境内之茅海企之件撰索書上

1813



114
A 4133
1



自以辰三月高法月并為

和歌山縣世屬士族

家族之人

島田楠右門

第拾一二
右室服

第六區小指壹區

四谷件所或了月

三事地小谷事八拾家了多力
同右并為

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈

以者目今之漢中傳法院境內有了了人

海金を人金を因るに致したる
清政の成る後此金に月長官中一は内形
此の廉標宗一は皮只の所業を世流人
と留りしものなり宗一を元と皮宗一
とす

和歌山縣中野町
村人 島田楠三

和歌山縣中野町
村人 坂田助太夫

安芸縣中野町
村人 権勝純

右所志
日 佐邊儀一

中野町中野町三丁目
日 山口又七

日 安達常七

右の志

日 栲村栄茂

浅田中花田正行

日 狩木信三郎

日 上島甚茂

日 箱谷新三郎

日 箱谷新三郎

日 箱谷新三郎

右の志の志三丁美人榊形言の後に相良相
摸原匡正并栲濱は玉川上水樋目毎見之

形三丁旅之右為省租税案は形三丁目今由
詮後中より一丁も採用お成り由楠存場
中獨し店ノ類々金三丁も附至此三丁
為今金第中よりお少りは是又右美人榊園
旅人よりお少り省長官上野日景範後より
由是より楠存場より吐き事お寫しよりお後

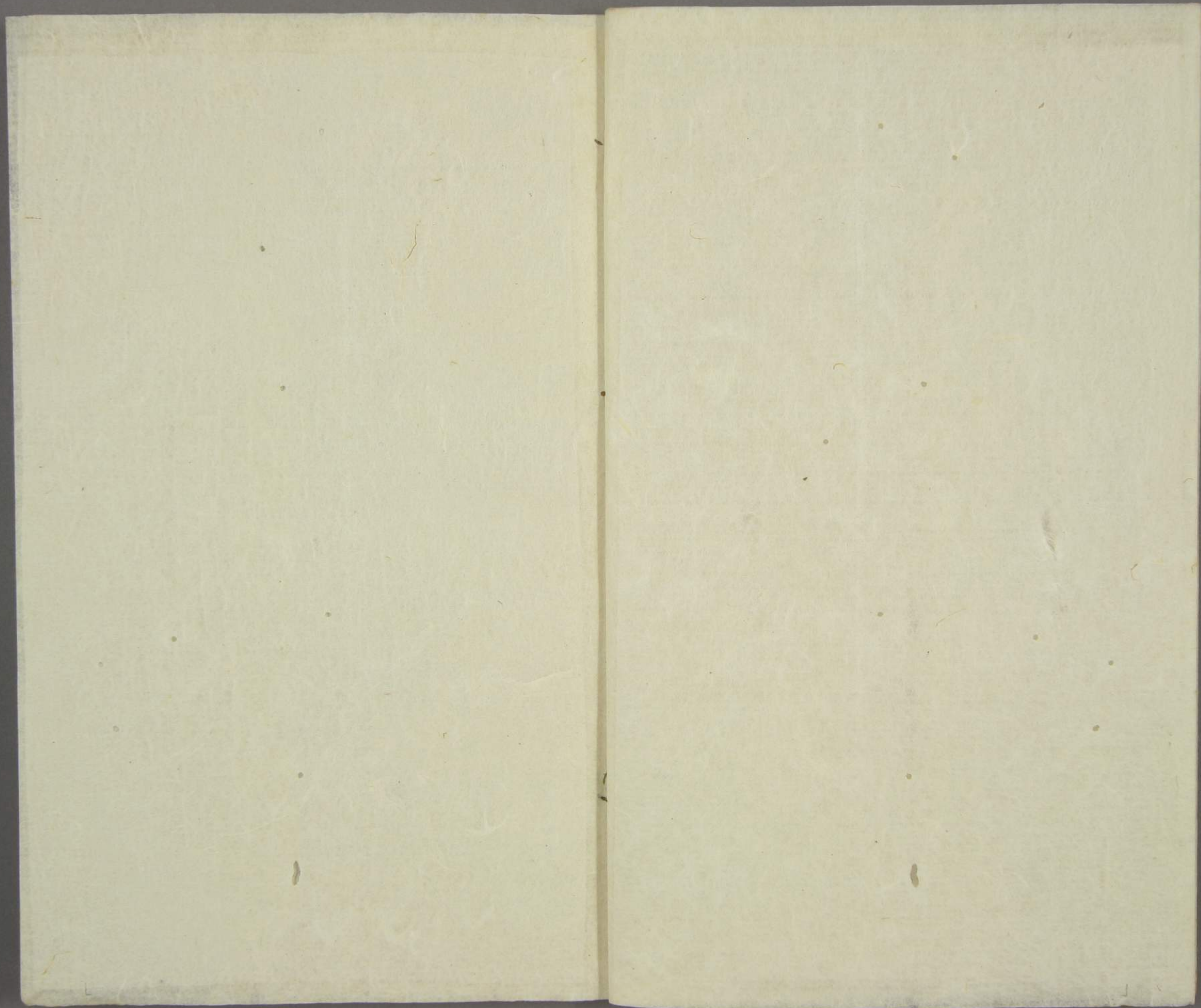
吾しつ博覧多聞閑深しうのたて差ふ有し
由邪之景範正形書取多石残取多玉之類
未少皆自修う木ノ極多そ度博覧多しハ
博覧多し入也多そ未ノ確範雜多し
博覧中と有し下先業り込し一層石多取書
取しつた差進出差多し一の石部合し博覧

富多物入実切下し

石博覧多し信之少信しと云々

明治三年三月

望月名氏



漢帝傳法既境內於戶相以相模原字壘玉川上乃接漢廷
植刺企事奇一焉及後日始見人島田楠右博行故一原也
他後再據素書上

114
A 4133
2

受

大正十一年四月
隈侯爵郵寄贈

第三大區小十區

四谷仲町二丁目

三十三番地

小倉基八様家より寄附

和歌山縣

島田楠右様

年二十二年
右定服

自庚辰三月高松府寄附

此者後自今法廷傳法院境内書きたる人

備金並に金を四五枚残し、撤金請取也
候に申届し先般揮筆之上凡之度中一五
枚を乞う押振お探し確実お成り候存中

上作

竹俣楠在場し所業実為交し存種之亂
自續之もの事人曰宅上監者入多候以

一美入備金をいり交付る申込り度
知之上監者入りの事申沙りハ為今日
申三之内形物入貴之善安ッ旨金二百
両内金之
被具の箱中一之申書是喰味下
石取止候ヲ吐キ猶も楠在り日
乃中申之と幸今日之内形物一
幸申長官中

如張... 余于... 柝... 何... 夜... 中... 出... 松... 支
 交... 一... 夫... 日... 上... 野... 景... 靴... 邱... 吳... 車... 京... 府... 曹... 事
 吉... 田... 某... 邱... 之... 人... 力... 車... 三... 日... 及... 一... 度... 何... 進... 手
 西... 名... 三... 面... 會... 石... 為... 校... 門... 外... 監... 者... 為... 待... 至... 自... 分
 其... 名... 三... 字... 年... 一... 字... 以... 自... 有... 取... 立... 物... 以... 途... 中
 本... 家... 以... 八... 景... 靴... 之... 記... 之... 立... 書... 靴... 只... 今... 底... 以... 皆

一... 靴... 了... 殺... 了... 乃... 少... 月... 途... 中... 水... 茶... 底... 三... 亦... 休... 監
 者... 日... 字... 取... 以... 別... 紙... 一... 第... 人... 後... 目... 爲... 見... 書... 有... 任
 外... 以... 面... 後... 入... 了... 以

一... 第... 人... 後... 企... 固... 旋... 人... 八... 上... 野... 景... 靴... 吉... 田... 曲... 事... 自... 身... 又
 一... 後... 二... 八... 字... 以... 以... 取... 掛... 一... 以... 何... 事... 了... 西... 名... 後... 者
 一... 也... 十... 一... 字... 以... 以... 景... 靴... 內... 用... 人... 整... 了... 一... 以... 后... 以... 者... 了... 一

近後某ト申仁有之其方の事係く懸念し由も
五才又ハ申之面合り或監者門外之儀居り局
寫之有未もり得たり申之郎延之儀以後有之以原
確紀之儀申ト長考外

一 監者之桶在邊り申之ハ右一書之儀企之申之
當テ内形之儀一書ハ兩申形之末了ト官許勅化

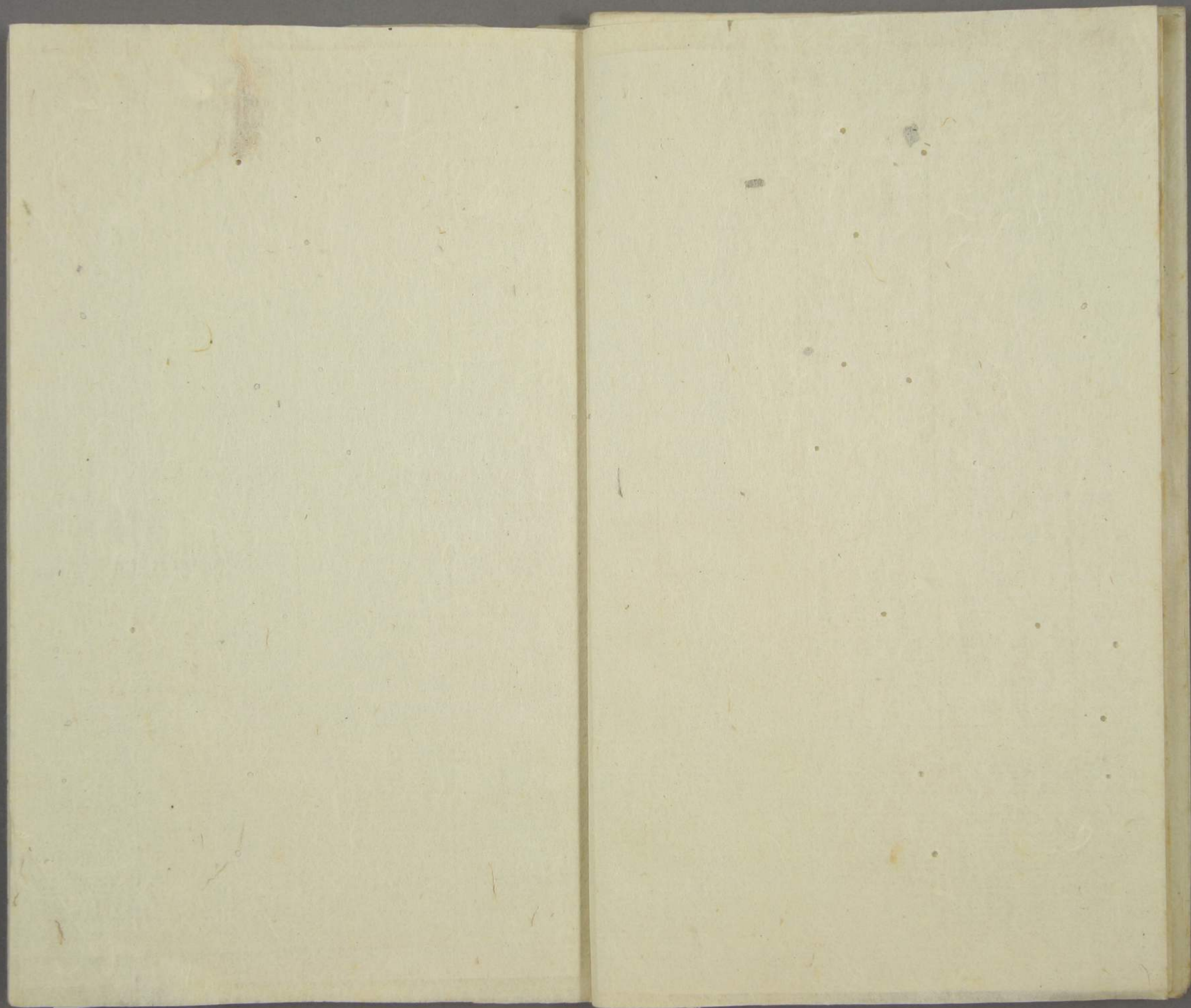
室中と作出の儀も有之以原申採用之ハ景
範之於テモ金三千円位ハ差初古成杯申之
室の外形部合之申之此上申之申之ハ長官
中ノ名義ヲ備付之儀行ヲ申之以後モ
難申トと存外右桶右ノ壁下ニ一ノ形ノ内
右桶有長官申之ハ入杯申之ハ申之監者

弟の部下存移す事尋し得る是を金子差出
呉川上口及び後述すすす田目今
本堂有
本堂有
本堂有
件之後形立申す類々す福すすす

一 玉川上水樋割一件は楠森山後至急格減了
金第トトす為獲之由におるすすす

右様素信信す所後すすす

明治三年一月



上

114
A 4133
3

抑聞聖王遠矣名所少くは海長の御年也
とつて之を以て宗室也一家に令方政を己の
手からしめ始んて年々皆死た事一業もなき
今や茲神佛乃御加護の事なり信心有る事
頼母の縁の恨方講の主も授系は宗室せん
欲を致し苟くも此の宗室をこれに於て新田
唐の凡何子所安あり然る毎業すし其時
講寺撤金の利刀は以て規則の道に由り配
を授けたる金も授けせしめて各一家に産座

五兩、廿利金を二万兩に割合致し、宗墾會社にお款
完致中、之々年々見積、此之格六月、別利金
九千兩や、其内去々、割合、此か、人数毎會振
込、去々、配、返、解、つ、格、此、を、以、て、中、に、行、は、運
次、中、に、去、り、見、積、を、去、り、利、金、を、宗、墾、會、社、に、上
新、田、に、返、解、つ、格、此、若、田、面、此、に、以、て、去、り、以、方、に、金
を、返、解、つ、格、此、高、又、所、解、格、去、り、之、金、宗、田、作
格、去、り、上、取、り、税、格、此、海、成、格、去、り、上、去、り、年、姓、去、り
お、返、解、格、解、一、の、格、此、事、)

他、之、元、金、を、田、面、に、字、に、以、方、に、去、り、お、返、解、格、
切、割、此、お、志、永、世、宗、墾、會、社、に、上、取、り、又、田、地
に、別、此、事、去、り、又、去、り、以、方、に、去、り、去、り、の、月、年、の
去、り、何、計、に、割、合、格、此、宗、墾、會、社、に、上、取、り、お
返、解、格、此、事、)

・初會、大、宗、墾、會、社、に、上、取、り、お、返、解、格、
一、切、割、の、格、此、一、切、割、以、運、次、格、此、去、り、大
宗、墾、會、社、に、上、取、り、お、返、解、格、
但、し、金、少、格、此、去、り、上、取、り、お、返、解、格、此、事、)

所積金引寺屋金を返すに金子ハ多ク不
形は積金より書流は無き所なり

一 積金の増減毎會定の寺門講元會所は積
金より下りて御持神としてその積金を年々
寺所より出たてりて其會の書流をその年々より
御書流迄に支拂子形より出たてり同會の遠くは其
一の積金也

但し此積金は寺より會の御金より積金
これに御書流の積金を除くべし

一口會加金多少に依りて其積金の増減を
依りて其積金の増減を依りて其積金の増減を
依りて其積金の増減を依りて其積金の増減を

一 寺會の會より加金は寺の一方に寄る年々
上金より下りて其積金の増減を依りて其積金の増減を
依りて其積金の増減を依りて其積金の増減を
右に通り別ありて其會の積金と其積金
知り上りの入り希上り
積金利息の内より返金の方振金形に

法秀乃尼

之今年利金之内上

一金四千五百兩也

計譯

振始

一五拾番

一三拾番

一四拾番

一五拾番

一三拾番

一四拾番

一五拾番

一六拾番

一七拾番

振始

一百番

金會分

金百兩

五拾兩

三拾兩

二拾兩

一拾兩

五兩

三兩

二兩

一兩

存札
存札
存札
存札
存札
存札
存札
存札
存札
存札
存札
存札

存札

金少

台形通振始分金亦三少大關三本宛并存札

子成振書月毎書上家後了了了

振始

一五拾番

一五拾番

一五拾番

一五拾番

一五拾番

一五拾番

一五拾番

一五拾番

一五拾番

一五拾番

金拾五兩

七兩

三兩

二兩

一兩

存札
存札
存札
存札
存札
存札
存札
存札
存札
存札
存札
存札

一、五十七番
一、五十八番
一、五十九番
一、六十番

五十九
六十
六十一
六十二

金百兩

右前部之通振始之五百番目毎之千之千之本
完大密部之花落札之及志く落札後之千之千
右部形之通出部之及志く落札後之千之千

振始
一、七番
一、八番
一、九番
一、十番
一、十一番
一、十二番
一、十三番
一、十四番
一、十五番

七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五

金百兩

一、七番
一、八番
一、九番
一、十番

七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

振始

一、七番

振始
金百兩

金百兩

一、七番
一、八番
一、九番
一、十番

一 六のり香
 一 七のり香
 一 八のり香
 一 九のり香
 一 九のり香
 振始

一 二のり香
 一 三のり香
 一 四のり香
 一 五のり香
 一 六のり香
 一 七のり香
 一 八のり香
 一 九のり香
 一 九のり香
 振始

三ノ原札入金格五兩
 格五兩

金格五兩

三ノ原札入金格五兩
 此金格五兩

三ノ原札入金格五兩
 格五兩

金格五兩

- 一 四子百五者
- 一 五子百五者
- 一 六子百五者
- 一 七子百五者
- 一 八子百五者
- 一 九子百五者

振始

一 五子百五者

一 六子百五者

一 七子百五者

一 八子百五者

一 九子百五者

一 十子百五者

一 十一子百五者

一 十二子百五者

一 十三子百五者

振始

一 十四子百五者

此百五者，亦同振平
此全者，亦同振平

此百五者，亦同振平
此全者，亦同振平

全者，亦同振平

此百五者，亦同振平
此全者，亦同振平

此百五者，亦同振平
此全者，亦同振平

金三層

- 一 子五五二番
- 一 子五五二番
- 一 子五五二番
- 一 子五五二番
- 一 子五五二番
- 一 子五五二番
- 一 子五五二番
- 一 子五五二番
- 一 子五五二番
- 一 子五五二番

少百二ノ出...

振...

此金...

右...

金...

掛...

一...

一 金二百七拾五也

天朝下御食此也納
先年分

位一以上納之
年一之少力也中以上納

一 金百五拾五也

法方傳中
結記付是也
周

一 金百拾五也

講文法入用是松本
法松快家一也費

一 金四拾五也

相合分
了了了了了了

一 金七拾五也

司去り

一 金五拾五也

位一
年當子横

拾分合下

一 金拾了也

御算加拾分合下

一 金二拾五也

右之通積令構得令之始成其禮
其後至其聖成其業之後始則之為
其也遠近所從之也

右以心書其年於上

一今移其積原其聖年橫濱市上水邊
刻一原神志川縣網島村原田由是
和里山縣古積崎由捕魚也
其作其同志一流方勉其名也
勉多其古年聖力申其也
有也其也其也其也其也其也
為其補也其也其也其也其也其也

加列、女、年、層、以、講、由、主、之、光、様、也
形、如、子、之、法、後、以、法、制、仕、其、後、事、其、
講、中、来、之、意、後、如、何、也、身、之、事、同、是
形、是、仕、日、而、出、山、講、中、去、入、費、以、補、金、
聖、之、意、成、中、之、事、以、上、之、令、之、形、也
不、極、少、形、之、口、國、之、意、也、上、之、令、之、形、也
若、一、之、意、也、上、之、令、之、形、也、上、之、令、之、形、也
此、事、之、以、布、告、之、以、起、之、意、也、上、之、令、之、形、也
天、朝、御、之、意、也、上、之、令、之、形、也、上、之、令、之、形、也

同、事、之、意、也、上、之、令、之、形、也、上、之、令、之、形、也
形、如、子、之、法、後、以、法、制、仕、其、後、事、其、
去、之、意、也、上、之、令、之、形、也、上、之、令、之、形、也
形、如、子、之、法、後、以、法、制、仕、其、後、事、其、
形、如、子、之、法、後、以、法、制、仕、其、後、事、其、

講中御人
権持氏

中務
本我本御
山口久七

予持持和句
七番代

安承常七

後子書川之句
北之集代

梅村之句

新十為人海補

澄出信三句

後至吉也句
九中三集代

上之山古句

川子也拾新集句

稻合新之句

古之句也通也
北邊之句也
北社之句也
北句

北探申之句也
北句也
北句也
北句也

大藏者

為農之學

治心
治田

